

県央地区保健医療福祉推進会議・地域医療構想調整部会の見直しについて（案）

1 経緯

県央地区保健医療福祉推進会議において、二次保健医療圏における保健、医療、福祉に係る重要事項(病床の事前協議を含む)について協議をしている。

地域医療構想の策定のため、推進会議の下に地域医療構想調整部会を設置(平成27年7月)して地域における議論を行ってきた。県地域医療構想は平成28年10月に策定された。

2 見直しの考え方

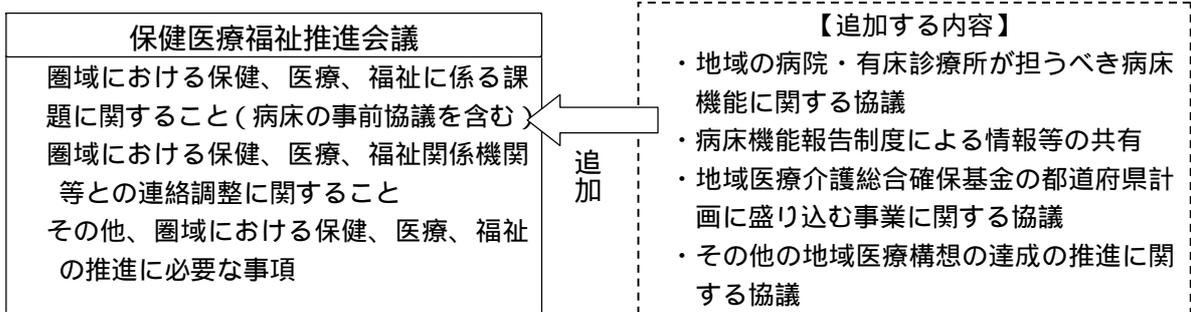
今後、地域の推進会議と部会で協議すべき内容は、病床の事前協議など従来からあるものに、病床機能に関する協議、病床機能報告制度による情報等の共有など地域医療構想の推進に係るものが加わることになり、推進会議と部会で協議する内容は関連している。

双方の会議を構成する委員も、医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会を中心に重複していることから、推進会議に地域医療構想調整部会を統合し、委員構成を見直すこととする。

3 改正内容

(1) 所掌事務について

保健医療福祉推進会議の所掌事務に下記の内容を追加する。



(2) 構成員について

地域医療構想調整部会の委員に、福祉関係者、厚木市立病院、大和市立病院、海老名総合病院を加える。

現行			新		
保健医療福祉推進会議			地域医療構想調整部会		
団体	人数		団体	人数	
医師会	4		医師会	4	
病院協会	2		歯科医師会	4	
歯科医師会	4		病院協会	2	
薬剤師会	2		薬剤師会	2	
看護協会	1		看護協会	1	
社会福祉協議会	2		医療保険者	2	
学校	2		市町村	7	
食生活改善推進団体	1		県医師会	1	
健康普及員団体	1		保健福祉事務所	2	
食品団体	1				25
環境団体	1		重複する委員	22名	
市町村	7				
児童相談所	1				
保健福祉事務所	2				
	31				
					30

4 施行について

平成29年度から施行する。